

# 小規模事業者のための 所得税・消費税 確定申告 相談会!

小規模事業者様と  
1対1で親切・丁寧に  
相談に応じます!

この機会にぜひ  
ご利用ください。



確定申告  
どうすればいいの?



プロの方に相談できるので  
分かりやすく安心!



2023年 **2月24日(金)**・**27日(月)**・**28日(火)**  
**3月1日(水)**・**2日(木)** 時間 10:00~16:00

今年度も確定申告の時期が近付いてまいりました。  
姫路商工会議所では、上記の日程にて、近畿税理士会  
姫路支部 所属税理士による「小規模事業者のための  
所得税・消費税確定申告相談会」を開催いたします。

なお、お申し込みは事前予約制(先着順)となっておりますので、お早めにお申し込みをいただきますようお願いいたします。

## 持ち物

- 税務署から確定申告(所得税・消費税)書類が送付されている方はその一式
- 生命保険、個人年金保険料、地震保険料等の払込証明書
- 決算に必要な帳簿関係書類
- 前年分の確定申告書(決算書)の控
- その他、確定申告に必要な書類

## 注意事項

- 相談会場では、自書による申告書作成の指導を行います。
- 必ず、集計は済ませてお越してください。
- 相談会場では、申告書等の提出はできません。
- 相談会場では、マイナンバー等の書類は不要です。

場所 姫路商工会議所 本館1階事務局内 相談室

相談時間 1事業者1時間

対象 小規模事業者

申込先 姫路商工会議所 中小企業相談所

- 前年分所得金額(専従者控除前または青色特典控除前)が300万円以下の事業所得者、不動産所得者及び雑所得者(年金受給者を除く)
- その者が消費税の課税事業者である場合は、基準期間の課税売上高が3,000万円以下の方

〒670-8505 姫路市下寺町4-3 TEL:(079)223-6557  
FAX:(079)222-6005 URL:https://www.himeji-cci.or.jp/

【次の方はこの会場では申告の相談ができませんので、ご了承ください。】

- 土地・建物・株式等を譲渡した所得のある方
- 相続・贈与税の申告をされる方
- 住宅ローン控除1年目の方

申込方法 下記申込書に必要事項をご記入の上、FAX・郵送、  
またはHP(WEB登録)にてお申込み下さい。  
※受付票は発行いたしません。

相談無料

個別対応

秘密厳守

「小規模事業者のための所得税・消費税確定申告相談会」参加申込書  
姫路商工会議所 中小企業相談所 行

FAX.079-222-6005

※FAXは切らずにそのまま送信してください。

事業所名	相談者名		
所在地	〒	TEL	( ) -
		FAX	( ) -

ご希望日  2月24日(金)  2月27日(月)  2月28日(火)  3月1日(水)  3月2日(木)

※ご希望の日・時間にそれぞれに☑を  
お願いいたします。追って、日時確定  
の連絡をさせていただきます。

ご希望時間  10:00~  11:00~  13:00~  14:00~  15:00~  特になし

この相談会を知ったきっかけは?  所報  HP  メルマガ  Facebook  新聞(神戸・読売)  その他( )

※ご記入いただいた個人情報は、当所からの各種連絡・情報提供に利用するほか、確定申告・税務相談の調査分析のために利用することがあります。

新型コロナウイルス感染症対策へのご理解とご協力をお願いいたします。 ●風邪症状がある場合は、ご参加はお控えいただきますようお願いいたします。 ●相談者は全員マスクの着用をお願いいたします。 ●受付にて検温を実施させていただきます。 ●受付にアルコール消毒液を設置しておりますので、消毒をお願いいたします。 ●相談室内は定期的に換気を行いますので、調節できる服装にてご参加ください。 ●ソーシャルディスタンスに配慮した配席とし、相談室内の密集を低減いたします。

姫路商工会議所

